

法制審議会

会社法制(株式・株主総会等関係)部会

第13回会議

参考人提供資料



日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案 「株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項」 について

2026年4月15日

日本証券業協会



代表者

会長 日比野 隆司

3つの協会員区分と主な構成員

会員
(259社)

有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者

証券会社、投資信託を販売する会社、有価証券関連デリバティブ取引を行う会社など

特別会員
(199機関)

登録金融機関

銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社など

特定業務会員
(14社)

第一種金融商品取引業において、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務、第一種少額電子募集取扱業務又は商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務のみを行う会社

電子取引基盤運営業專業会社、株式投資型クラウドファンディング業務專業会社、商品関連デリバティブ專業会社など
※社数・機関数は2026年3月31日現在

主要な業務

自主規制、金融商品市場の運営に関する業務

主な業務:

- ・自主規制ルールの制定、監査の実施、自主制裁の発動
- ・外務員登録事務及び資格試験・更新研修等の実施
- ・協会の役員向け研修等の実施
- ・金融商品市場の制度整備・市場管理業務
- ・証券取引等の相談・苦情、あっせん
- ・認定個人情報保護団体の業務の実施

国際業務・国際交流

- ・海外証券関係団体等との情報交換・国際交流、日本市場の海外へのプロモート等

金融商品取引業、金融商品市場の健全な発展を推進する業務

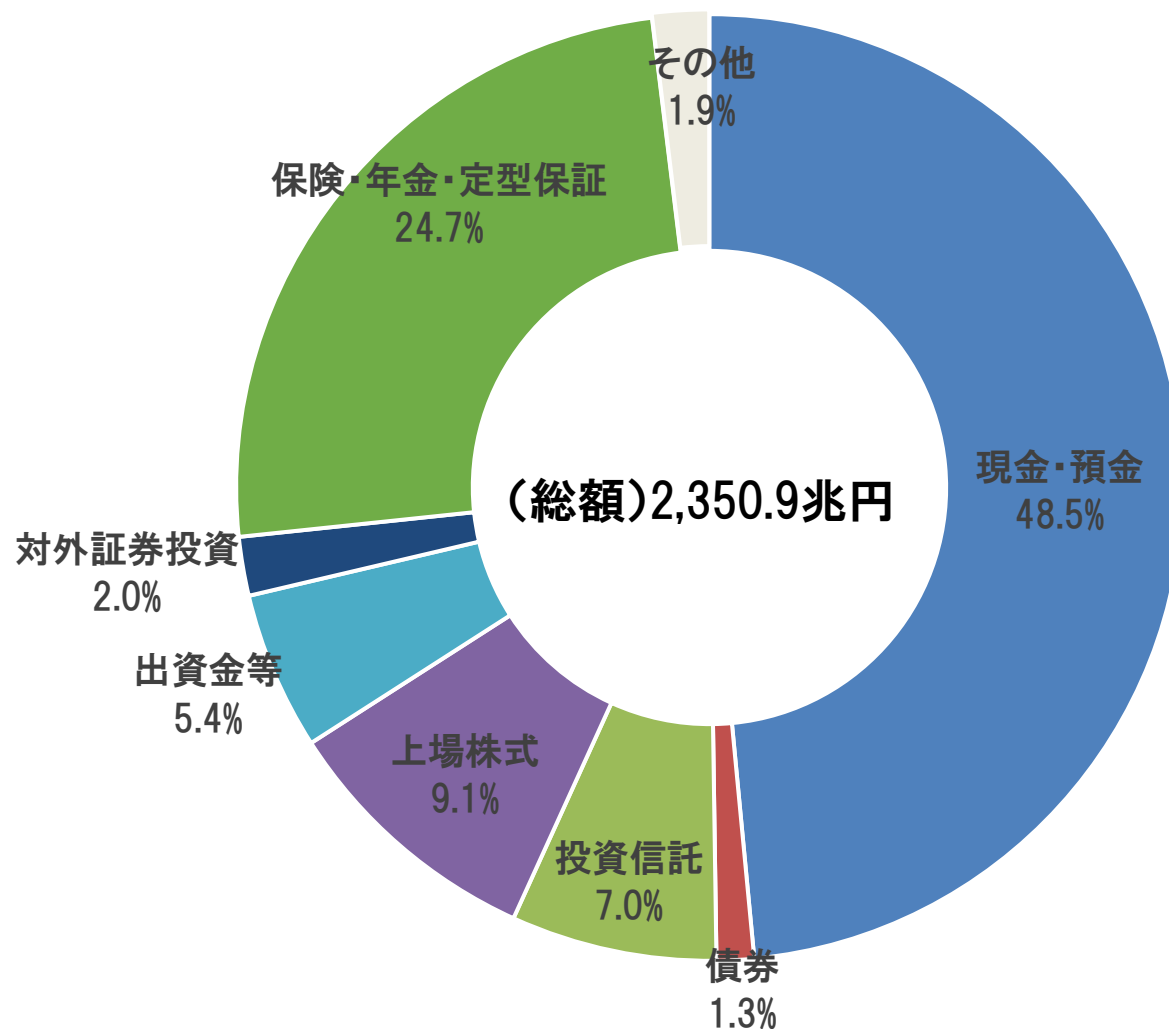
主な業務:

- ・金融商品市場や国民の安定的な資産形成の支援に関する調査研究及び意見表明
- ・統計資料等の発表
- ・広報事業
- ・関係団体等との意思の疎通及び意見の調整
- ・反社会的勢力の排除に関する支援
- ・金融商品市場全体の事業継続に関する支援
- ・サステナビリティ推進
- ・金融経済教育の推進

(日本証券業協会ウェブサイト) <https://www.jsda.or.jp/>



日本の家計金融資産の構成（2025年12月末現在）



(出典)日本銀行 資金循環統計

個人株主数（名寄せ後）



(出所)証券保管振替機構「株式等振替制度 株式5 属性別株主数状況(人数)【6か月累計】

NISA口座利用状況 主要10社における NISA買付額の内訳 (2025年1～12月累計ベース)

NISA買付額のうち
成長投資枠: つみたて投資枠



成長投資枠での買付額のうち
株式: 投資信託



成長投資枠での株式の買付額のうち
国内株: 外国株



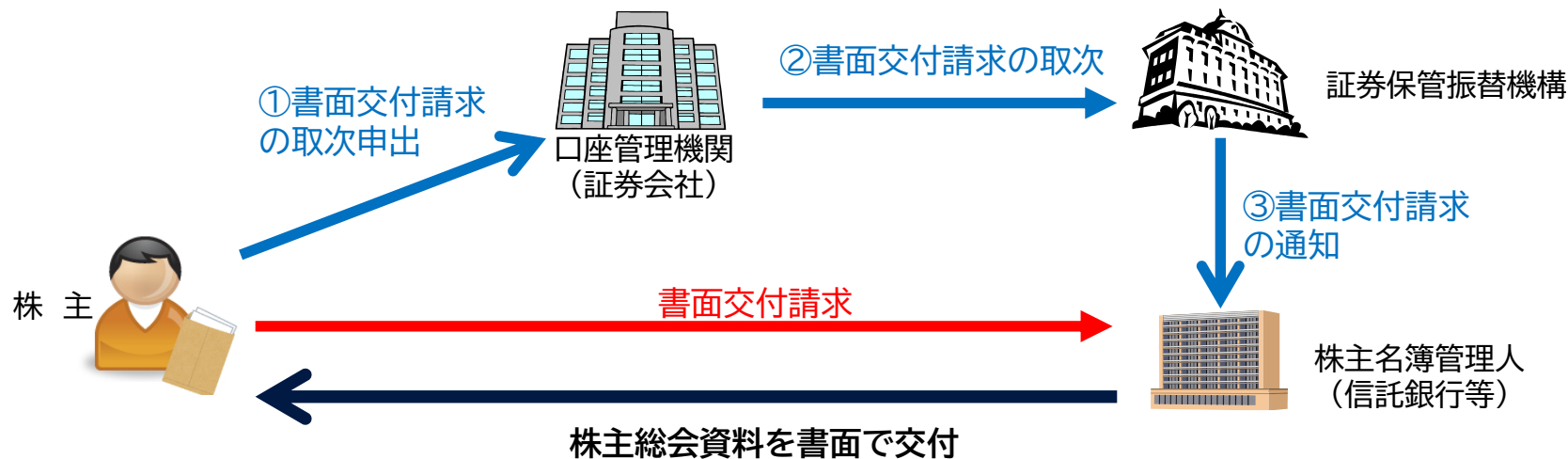
(参考) NISA買付額のうち
国内株: 投資信託の割合



(注)「株式」、「国内株」にはETF、REITを含む。ETF、REITの内外の内訳は把握できていない。

株主総会資料の書面交付請求制度フロー

 発行体(株主名簿管理人)に請求する場合
 口座管理機関(証券会社)に申出する場合



- 株主は、基準日までに請求を行うことで株主総会資料等の書面交付を受けることが可能
- 請求先は発行会社であるが、口座管理機関を通じた請求も可能
- 株主から書面交付請求を受けた発行会社は当該株主に対して株主総会資料を書面で交付

証券会社における書面交付請求の取次件数

Q.これまで貴社において取り次いだ書面交付請求は何件でしょうか。

	請求件数 (2022年9月～ 2023年3月)	請求件数 (2023年4月～ 2024年3月)	請求件数 (2024年4月～ 2024年12月)	請求件数 (2022年9月～ 2024年12月合計)	口座数 (2024年12月時点)	割合 (単位:%)
大手 (5社)	73,524	11,017	2,283	86,554	14,287,404	0.606
ネット (5社)	436	121	87	644	15,847,340	0.004
中堅・地場 (11社)	24,820	5,218	1,282	31,320	1,339,174	2.339
外資 (1社)	0	0	0	0	41	0.000
合計 (22社)	98,510	16,356	3,652	118,518	31,473,959	0.377

※本協会が証券会社に対して行ったヒアリング調査(2025年1月)

Q.顧客(株主)からどのような方法で請求を受け付けていますか。(複数回答可)

	インターネット	メール	書面	電話	対面	その他	合計
大手 (5社)	0	0	4	4	4	0	12
ネット (5社)	1	0	3	1	0	0	5
中堅・地場 (11社)	1	1	10	3	2	0	17
合計 (21社)	2	1	17	8	6	0	

※いずれも数値は社数

※本協会が証券会社に対して行ったヒアリング調査(2025年1月)

- 銘柄ごとに請求を受け、それを管理する対応への負担
 - ◆ 「自分が今後新たに株主になる銘柄についても自動的に証券会社で交付請求しておいて欲しい」と希望される顧客もあり、対応に苦慮するケースも
- 基準日間際に交付請求が来るケースもあるが、顧客(株主)との間で目立ったトラブルはなし
 - ◆ 証券会社内では、手続きを急いだり、速達料金を負担する等の負担があったケースも
- 顧客(株主)からの問合せ
 - ◆ 基準日までに間に合うための交付請求の期限について
 - ◆ 書面交付請求の有効期間について
- 顧客(株主)からの意見
 - ◆ 電子提供制度が始まったのに総会資料が送られてくる／招集通知を送らないで欲しい

1 書面交付請求制度の見直し

- A案の場合、デジタルデバイドの株主への対応で証券会社に依拠することがないように
 - ◆ 真にサービス会社の「任意」になるかどうか
 - ◆ 株主自身による費用負担(有償)の実効性
 - ◆ 本来は発行会社により担われるべき対応
- B案の場合、現行制度から何も変更することがないように

2 書面による議決権の行使についての見直し

- A案の場合、デジタルデバイドの株主への対応で証券会社に依拠することがないように
 - ◆ ミス等の責任
 - ◆ 真にサービス会社の「任意」になるかどうか
 - ◆ 株主自身による費用負担(有償)の実効性
 - ◆ 本来は発行会社により担われるべき対応

3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し

- メールアドレス等の収集
 - ◆ 証券会社がメールアドレス等を持ち合わせていない顧客は多数
 - ◆ 持ち合わせていても正確性を担保できない(特に既存口座)
 - 昨今の電子メール等に対する信頼性
- ⇒証券会社や電子メール等に依拠した仕組みは成り立ち難い

さらには

- 株主の同意
 - ◆ 現行の総株主通知にはないもの
 - ◆ 特に既存口座について困難
- メールアドレス等の収集
 - ◆ 異なる発行会社への別々の電子メールアドレス等の登録→事務が極めて煩雑、取り違え等ミスリスクや責任
 - ◆ 一の株主が複数の証券会社の口座で別々のメールアドレス等を登録している場合の問題
- 証券会社でシステム変更が必要

⇒代替案:マイナポータルを活用

その他

- いまや多くの国民が株主
 - ⇒政府広報で幅広く周知を
 - ⇒発行会社から株主に積極的に周知を